

# 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方（書面）

◎この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。

個人情報保護のため、通知書を圧着しています。この通知は再交付することができません。紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、課税証明書をお取りください。

## 【所得】④～⑥

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差引いて計算します。

④：給与所得者は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。

「給与収入」－「給与所得控除額」＝「給与所得」

⑤：主たる給与所得以外の総合課税分の所得があれば、その合計額を表示し⑥の該当箇所に「＊」を表示します。

⑥：給与所得とその他の所得計の合計を表示しています。

「④＋⑤＝⑥」

## 【課税標準】⑧・⑨

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税⑧」と、他の所得とは区別してそれぞれの分離課税所得に応じた税率をかけて計算する「分離課税⑨」の2種類を表示しています。

◆総合課税⑧「総所得③」＝「総所得金額①」－「所得控除合計②」（1,000円未満切捨）

繰越損失があるとき「＊」が表示されます。  
この場合、計算方法が記載とは異なります。

⑩：毎月の給与から差引かれる税額を表示しています。  
差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）を月割計算したものです。

## 【所得控除の額】

### ⑤（⑥は合計額）

一定の要件のもとに所得金額から差引くものです。  
控除について詳しくは、通知書裏面をご覧ください。  
※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除額の適用はありません。

### 【人的控除の内訳】⑥

該当する場合は、「＊」印または人数が記載されています。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)	主たる給与以外の合計 所得区分	総所得金額①	課税標準 総所得③(H) 山林所得 分離短期課税 分離長期課税 株式等の課税 上場株式等の配当 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②(F)	総合課税⑧ 分離課税⑨
(摘要)	④			⑤

市	税額控除前所得割額④		
市	税額控除額⑤		
市	所得割額⑥		
市	均等割額⑦		
市	税額控除前所得割額④		
市	税額控除額⑤		
市	所得割額⑥		
市	均等割額⑦		
市	森林環境税額⑧		
市	特別徴収税額⑨		
市	控除不足額⑩		
市	既充当・既委託納付額⑪		
市	既納付額⑫		
市	差引納付額(⑨-⑫-⑩)		
市	変更前税額⑬		
市	増減額(⑨-⑬)		
市	変更月		

お問合せ番号 000000

※お問合せの際は、お問合せ番号をお伝えください。  
お問合せ番号がない場合、税額などの詳細をお答えすることができません。

・定額減税額、「住宅ローン控除」などの住宅借入金等特別税額控除額、「ふるさと納税」など寄附金税額控除額（①の⑤欄を参照）がある場合は、それぞれの税額控除額（市民税0.6・県民税0.4）の合計額をこの「摘要①」欄に表示します。  
・年度の途中で税額変更があった場合、変更事由を表示します。  
★よくあるご質問：  
ふるさと納税をしたのに、控除されていない  
…「確定申告をして、ワンストップ特例制度が適用除外となった」「確定申告の際に記載漏れがあった」といったケースがよく見受けられます。

## 【税額】⑪

税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝課税総所得金額③×市民税6%、県民税4% 分離課税分＝それぞれの分離課税所得の課税標準に応じた税率をかけます。	控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額控除・定額減税額 の合計額	既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩のうち、特別徴収税額へ既に充当等された額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤（100円未満切捨）	既納付額⑫	変更通知前に納付されている額
均等割額⑦	市民税3,000円、県民税1,000円	差引納付額 (⑨－⑫－⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
森林環境税額⑧	1,000円（国税）	変更前税額⑬	税額変更等があった場合の、変更前税額
特別徴収税額⑨	所得割額⑥と均等割額⑦、森林環境税額⑧の合計額	増減額(⑨－⑬)	税額変更等があった場合の、増減した税額
		変更月	特別徴収開始月または税額変更があった月